

二級河川整備基本方針等に 係る国の同意協議について

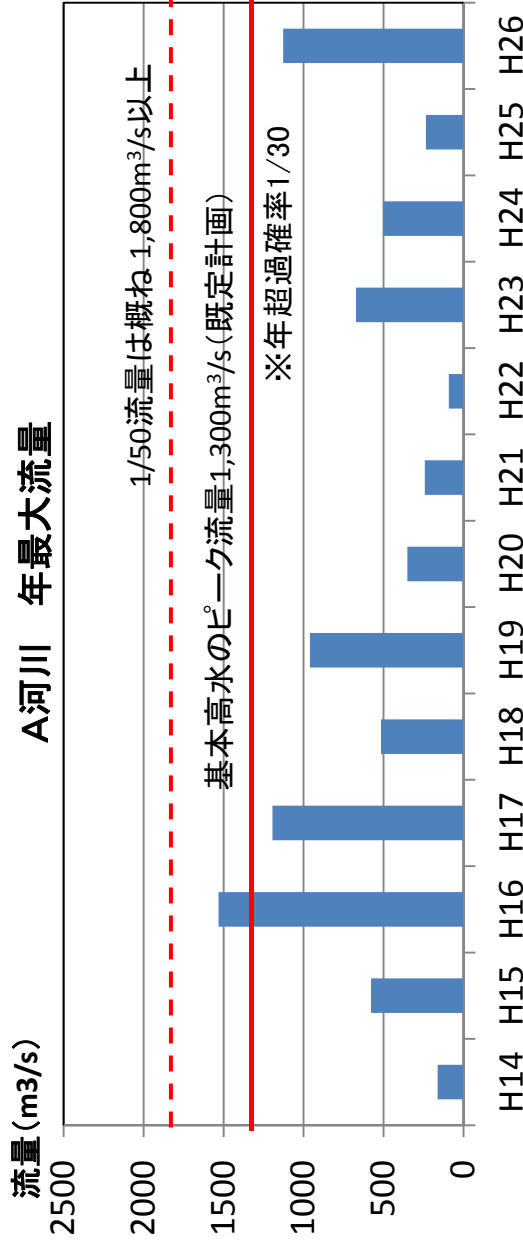
平成26年9月16日
国土交通省水管理・国土保全局

「二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画に関する国土交通大臣の同意・協議」の必要性について

- 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。また、このことから法定受託事務とされているものと認識している。
- 二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等に当たっても、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受することが必要であり、河川の管理に本来的な責務を有する国土交通大臣の同意・協議が不可欠である。
- 仮に国土交通大臣の同意・協議が行われなかった場合には、全国的なバランス等を勘案した最低限の安全が確保されない恐れがある。実際に当初の計画案の中には、例えば、
 - ・ 他河川とのバランスからみて目標流量が低すぎる
 - ・ 上下流バランスがとられず下流市街地に危険が集中する
 - ・ 左右岸の堤防高が異なる等の適切でない事例も見られる。
- さらに、洪水被害は地域的・時間的に偏って発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術や経験が蓄積されにくいことから、同意・協議にあたって、国が自ら河川管理を実施していることによる経験や実績の積み重ねと、全国の災害等の分析等を通じて得られる技術的知見をもとに助言を行うことが必要である。
- 加えて、本件は、「第二期地方分権改革への提言（平成19年7月25日、全国知事会）」を受け、地方分権改革推進委員会においても数次にわたり議論されたうえで、現在の同意・協議を行っているものであり、その後に改めて議論すべき状況変化は特にないものとする。

二級河川の河川整備基本方針の案に対する助言事例

A河川については、安全度が低く、既定計画の流量を超える洪水が発生していた。このため、河川整備基本方針の策定にあたっては、他河川との安全度バランスも考慮し、計画規模、基本高水の見直しが必要である旨を助言。



計画を超える流量、あるいは計画に迫る流量が複数回発生

他河川とのバランスを確保するためには、1/30を1/50に見直すことが適当

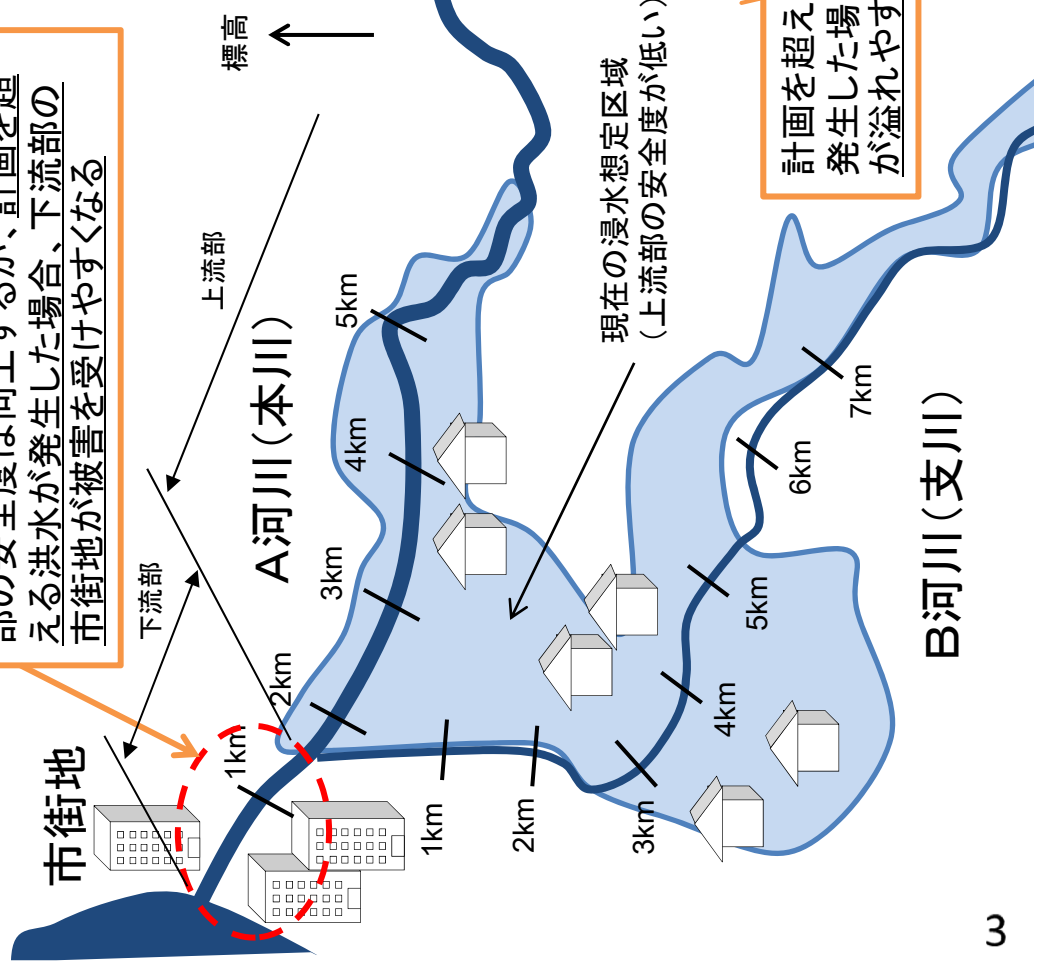
河川整備基本方針の策定を行う二級河川の諸元比較(事例)

都道府県	河川	流域面積 (km ²)	氾濫区域面積 (ha)	氾濫区域内人口 (人)	氾濫区域内資産額 (億円)	計画規模(案)
A県	A河川	210	210	1,600	240	1/30→1/50(見直し)
	B河川	20	60	300	30	1/30
	C河川	80	110	1,100	120	1/50
B県	D河川	160	350	1,000	200	1/50
	E河川	210	1,200	5,600	230	1/50

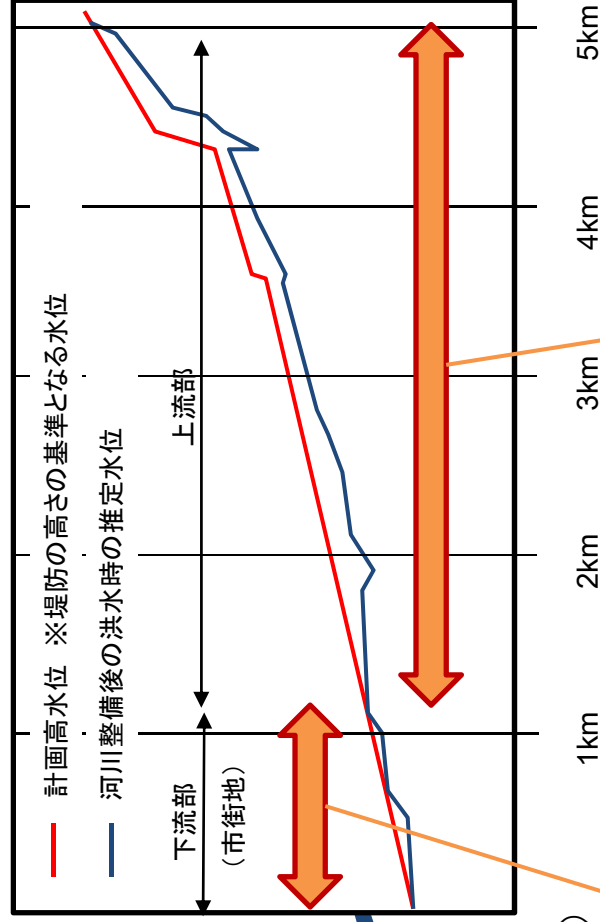
二級河川の河川整備基本方針の案に対する助言事例

A河川については、上流部や支川を大きく拡幅する計画案としていたが、上流部の安全度が大幅に向上する一方で、人口・資産が集中する下流市街地部の氾濫リスクが高まり、安全度バランスが崩れることから、河道計画について精査が必要である旨を助言。

上流部の河川整備を行うことで、上流部の安全度は向上するが、計画を超える洪水が発生した場合、下流部の市街地が被害を受けやすくなる



A河川(本川)水位縦断面図



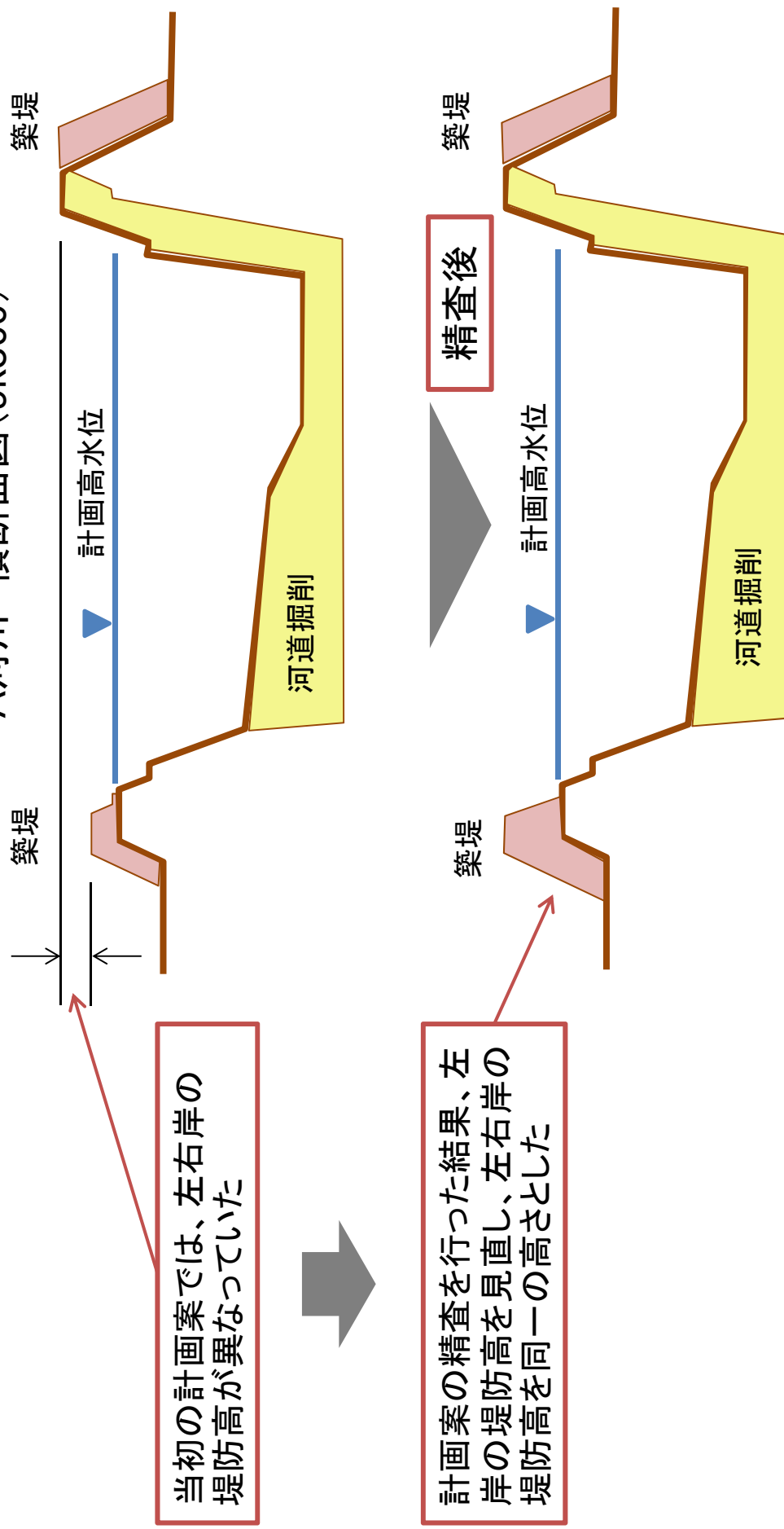
計画を超える洪水が発生した場合、下流部が溢れやすくなる

上流部を大きく拡幅する計画としていたため、計画を超える洪水が発生しても溢れにくくなる

二級河川の河川整備基本方針の案に対する助言事例

A河川については、一部区間において、左右岸の計画堤防高が異なる計画案となっていた。これに対して、左右岸の土地利用に大きな差がない中、将来計画として左右岸の堤防高が異なることは適切ではないと考えられるので、河道計画の精査が必要である旨を助言。

A河川 横断面図(9k800)



当初の計画案では、左右岸の堤防高が異なっていた

計画案の精査を行った結果、左右岸の堤防高を見直し、左右岸の堤防高を同一の高さとした

「二級河川の特定水利使用に関する国の同意」の必要性について

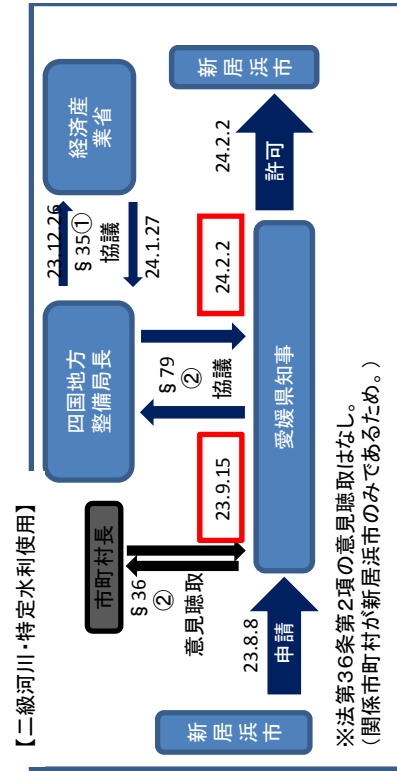
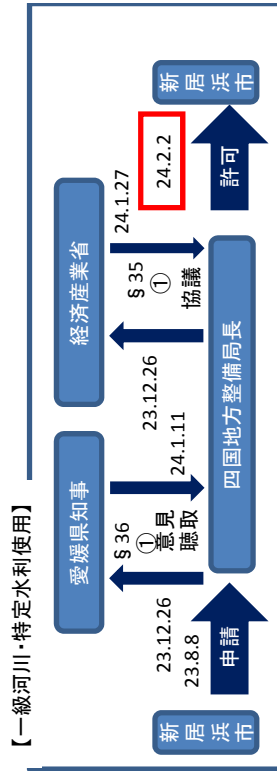
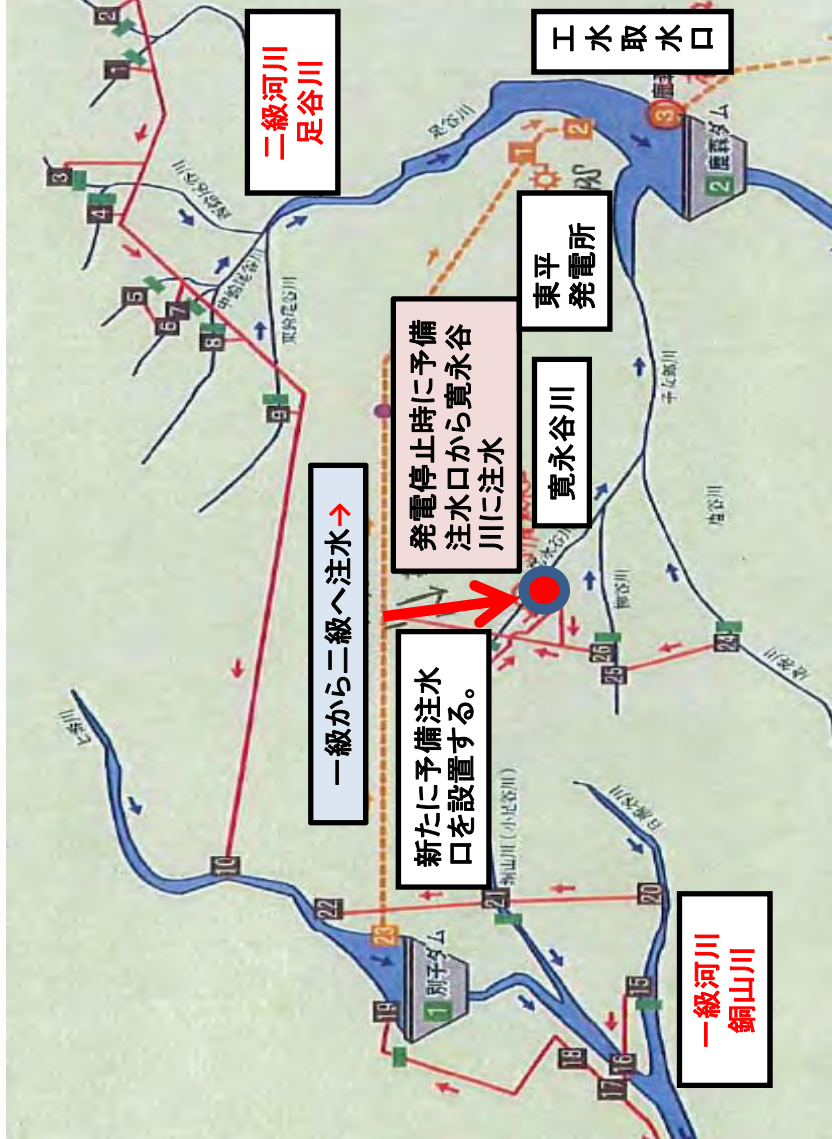
- 河川の流水は有限であり、流域内の自治体や住民だけのものではなく、国民全体の貴重な資産として、適切に配分し、最適な水利使用を図ることが重要である。このことから法定受託事務とされているものと認識している。
- 近年においても全国において渇水が発生しており、引き続き水が貴重な資産である状況に変わりはない。
- 二級河川における水利使用の許可であっても、その影響は当該二級河川の流域内にとどまらないことから、流域や県域を越えた広域的な観点で適切に配分することが必要である。
- 例えば、
 - ① 県域を越えて水利使用が行われる場合
 - ② 一つの二級河川では水需要に対応できず一級河川にも水源を求める必要がある場合
 - ③ 同時に複数の水系の水利使用が必要であり、統一的な判断が必要な場合など、流域や県域を越えた水利使用については、広域的な観点から利害調整を行い、最適な水利使用を確保することが必要である。
- また、県は河川管理者の立場を有している一方で、上水・工水・かんがい等の水利使用者となる場合もあることから、二級河川の水利使用の許可についても、客観的な立場の者が許可の可否の判断に関与する仕組みが必要である。(国土交通大臣は水利使用者としての立場を有しておらず、河川管理者として客観的に水利使用の判断をすることができる。)
- このため、二級河川の水利使用についても、広域的な観点に立った客観的調整が必要であることから、国土交通大臣の同意は引き続き必要である。

新居浜市工業用水道の概要

新居浜市工業用水道は、一級河川から二級河川への注水水利権を水利使用の形態としており、河川法79条第2項の同意に当たっては、一級河川の許可が前提であり、二級河川のみでは審査が完結しない。

一級河川の国の許可は、銅山川から東平発電所を経由して足谷川に注水している既許可の水利使用を、発電が停止した場合に備えて、予備の注水口を設置して、寛永谷川を経由して足谷川に注水できるようにする水利使用の許可である。

二級河川の県の許可は、一級河川の銅山川から注水した流水を使用して工業事業を行うための水利使用の許可である。

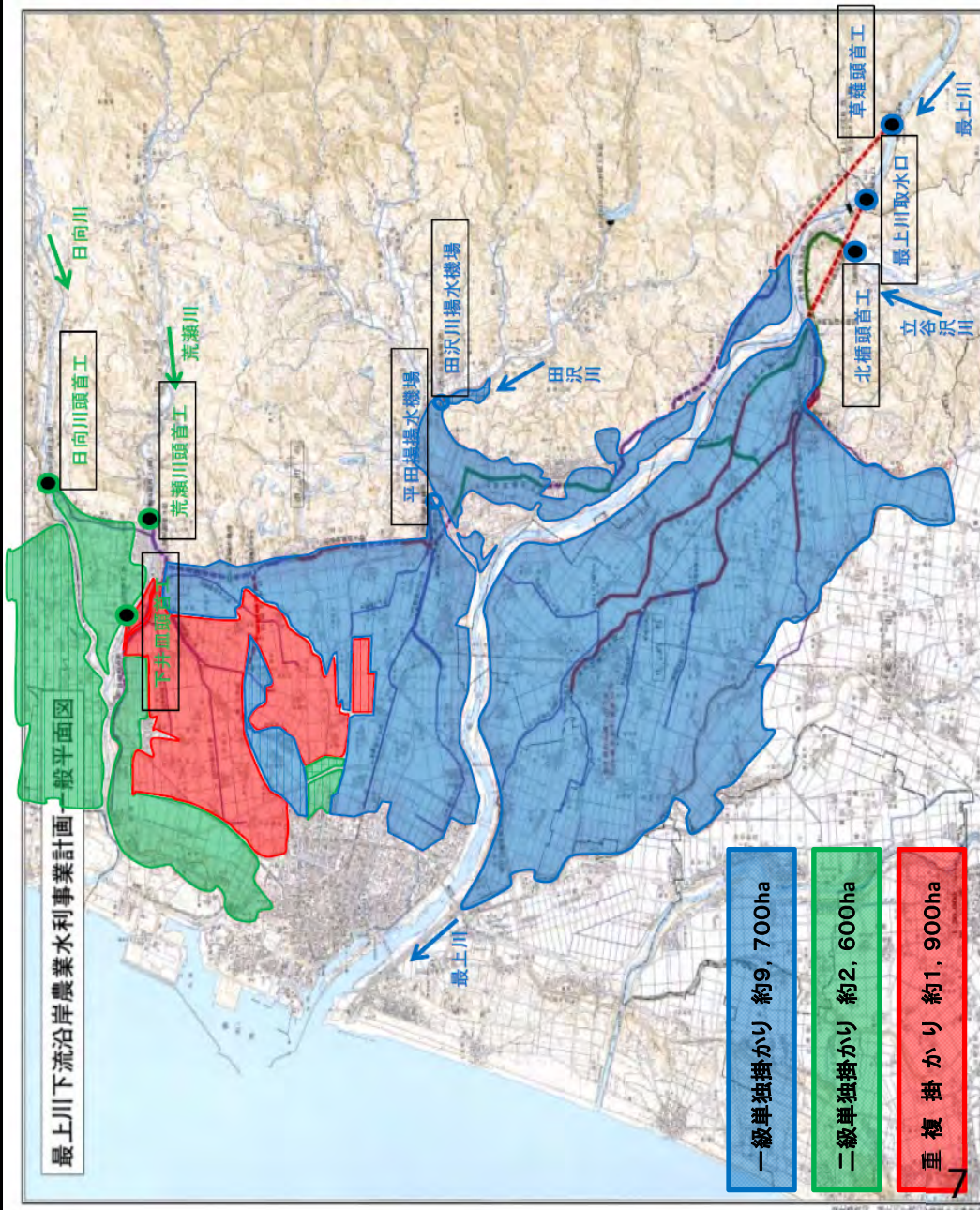


※法第36条第2項の意見聴取はなし。
(関係市町村が新居浜市のみであるため。)

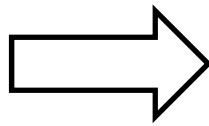
二級河川日向川等（山形県）における特定水利使用の事例

一級河川最上川等（自流）と二級河川日向川等（自流）を水源とする最上川下流農業水利事業に係る事例で、一級と二級双方の流水を活用する地域（赤囲み部分）における水の利用計画が策定されていたが、その計画通りの取水管理が可能かどうか不明確であった。

過大な取水がなされないように取水管理を整理させ、二級河川からの取水を期別で一定とし、不足分を一級河川から補給する取水管理方法が明確化された適正な処分を行うことができた。



一級河川及び二級河川の双方からのかんがい用水の取水管理が可能かどうか不明確であったことから、対策を求めた。



結果、一級河川及び二級河川の双方の取水管理方法が明確化された適正な処分を行うことができた。